

施行日 平成 25 年 12 月 18 日
最近改正日 令和 6 年 4 月 1 日

大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第 15 条に
規定する公共機能維持に係る補助金における剩余金の取扱いに関する運用要領

(目的)

第1条 この要領は、大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第 15 条に規定する公共機能維持に係る補助金における剩余金(以下「剩余金」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定口座)

第2条 要綱第 15 条第3項に規定する特定口座とは、もっぱら剩余金の管理に使用するための預貯金口座(元本をき損するおそれのないものに限る。)をいい、補助事業者において定める。

(特定口座からの引き出し)

第3条 要綱第 15 条第4項に規定する特定口座から資金を引き出す場合とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 公共機能維持に係る費用を支出する場合
- (2) 補助事業者が公共機能維持に係る費用の支出に支障の無い範囲で運用を行う場合

2 補助事業者は、特定口座から資金を引き出した場合(前項第2号に規定する場合に限る。)は、当該資金の額と同額の金銭を市長が定める日までに特定口座に払い込まなければならない。

(特定口座資金引出し申請)

第4条 補助事業者は、前条第2号のうち、大阪市債を購入する場合は、要綱第 15 条第3項に基づく大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金特定口座資金引出し申請書(様式第 14 号)を提出する際に、資金を引き出す予定期間が確認できる書類を提出することにより、予め総括的に当該予定期間内に引き出す資金の額を申請することができるものとする。ただし、資金の引き出し期間は申請年度の属する年度の末日を超えないものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、要綱第 15 条第4項又は第5項の規定により審査結果を補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

2 この要領による改正後の大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金交付要綱第 15 条に規定する公共機能維持に係る補助金における剰余金の取扱いに関する運用要領第 3 条第 1 項第 3 号の規定は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。